

〔インタビュー〕

「人権デュー・ディリジェンス」の法制化を考える

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ 副理事長

ミモザの森法律事務所 弁護士

話し手 伊藤 和子

早稲田大学大学院法務研究科 3年

聞き手 東 啓佑

- I はじめに
- II 「ビジネスと人権」とは何か
- III 日本政府の姿勢——積極的保護義務の履行状況
- IV 国際人権条約機関の立場——立法の要請
- V 「人権デュー・ディリジェンス」の法制化を考える
- VI おわりに

I はじめに

東：では、早速始めさせていただきます。タイトルにもあります今回のテーマについて、認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウの副理事長かつ弁護士の伊藤和子先生（以下、敬称略）からお話を伺います。この度はお時間をいただき、ありがとうございます。

伊藤：はい、よろしくお願いします。

東：先生は、今年「ビジネスと人権」についての論文を執筆され、早稲田大学より法学博士の学位を取得されました。本日は先生のご高説を賜りたいと思います。さて、「ビジネスと人権」という分野については、私はつい最近、国内の大手芸能事務所の性加害事件を通して知りました。しかし、おそらく多くの人はこの分野が何なのかを知らないのかと思います。そこで、まずは「ビジネスと人権」について簡単にその内容と歴史、そして現在の動向を教えていただけないでしょうか。

II 「ビジネスと人権」とは何か

伊藤：はい。人権侵害、そしてこれに対応する人権保障は世界各国が直面する普遍的な問題ですが、企業による人権侵害は、第二次世界大戦後、企業の影響力が大きくなるにつれ、表面化してきた問題です。特に冷戦崩壊後のグローバル化の展開の中で、多くの多国籍企業が海外に進出していき、様々な取引連鎖（以下、バリューチェーン）を形成していく中で事業に伴う人権侵害が深刻な問題と意識されるようになりました。

いわばトランスナショナルな人権侵害というものが顕在化したのです。しかし、企業の越境的活動によって発生する人権侵害に対してアカウンタビリティを問えない国際法の制度的限界が存在しており、これを乗り越える規制が必要であるということが意識されてきたのが1990年代になってくるかと思います。それで、2000年代初頭、国連の人権保護促進小委員会（2006年に任務終了）で、企業に対して人権上の義務を課すという提起がされたのですが、この動きは2004年くらいに頓挫しました。そこで、この問題についての新しいアプローチ

として、国連事務総長特別代理に就任したジョン・ラギー氏が主導して、企業と人権に関する国連のコンセンサスを形成しよう、ということで、様々なステークホルダーと協議した結果、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」という文書を提案し、国連人権理事会はこの文書を全会一致で採択しました。これは、歴史上初めて企業が人権に関する責任を負うことを明らかにした国連文書です。ただし、ここで合意された企業の「責任」は法的な責任ではなく、社会的な責任に止まっており、かつ、指導原則はソフトローにすぎないものです。しかし、それでもこの文書が非常に大きな影響力を持つようになり、こうした流れの中で、国際社会における「ビジネスと人権」に関する意識は高まってきました。

指導原則は自社だけでなく、バリューチェーン全体を俯瞰して、人権に対する負の影響を防止、軽減、是正する責任を果たすよう企業に求めています。日本においても、トランスナショナルな場面では著名ブランドの海外生産委託先工場における児童労働や強制労働等といったことが問題視されていますし、国内の取引関係でも、ジャニーズ事務所の問題で、事務所と取引関係のある日本企業が性加害を揉み消してきた事態が国連から指摘されました。

このように自社のみならず、国内外の取引に起因する人権侵害にも対応していくことが求められるということが指摘される中、今日、問題意識が高まってきているところです。

東：なるほど。よくわかりました。欧米では最近、「ビジネスと人権」のハードロー化が進んでいると聞きますが、これについては、どのような状況なのでしょう。

伊藤：そうですね。現在、世界的にハードロー化の動きが進んでいます。指導原則ですと基本的にはボランティアなアプローチということになりますが、やはり義務付けがなされていないと、なかなか企業がしっかりと人権に関する義務を果たす——そして人権侵害をなくすようなことにはなりにくいのです。指導原則があってもそれが実効的に実施されていないため、この約10年間、指導原則の採択にもかかわらず、たとえば「現代奴隷」というものが未だに増え続けていますし、もっとも弱い立場のバリューチェーンの末端にいる人たちの人権状況は改善されていないわけです。2013年のラナプラザ事件のような事件もその一例ですが、これは氷山の一角であって、サプライチェーン上の人権侵害と

というのは、蔓延している状況なんですね。そういったことに対応するために企業が取り組むべき行動として、指導原則の中で掲げられたのが人権デュー・ディリジェンス（以下、人権DD）です。人権に対する負の影響を防止、軽減するために、指導原則が企業に求める行動の中核に位置付けられています。この人権DDを義務化する法律がドイツやフランスなどといった国で制定されている——ちなみに、ちょうど2023年12月13日にEUで、人権・環境に関するDDを企業に義務付ける指令案の交渉が大筋で妥結した——流れとなっています。

東：人権DDという言葉についてなのですが、よくM&Aなどで行われるDDと混同されているような気がします。実際、同級生に人権DDの話をしたときにも、「ああ、M&Aの話ね」というふうに相槌を打たれたことがあったのですが、この2つにはどのような違いがあるのでしょうか。

伊藤：M&AにおけるDDというのは、企業再編のときに大量に書類を読んで、相手方企業において本当に財務内容などのリスクが存在しないかということ进行调查する活動です。これに対して、人権DDというのはプロセスです。

すなわち、人権に関するリスクを自社だけでなく、広く取引先をも含むバリューチェーン全体で評価をすることを出発点とし、それから人権リスクをなくすための取り組みが求められます。バリューチェーン全体を通して人権リスクを分析・特定し、特定されたリスクに対して対処をする、それから、その対処が効果的なのかということを検証し、取り組みを開示していく、場合によってはステークホルダーとの対話なども行っていくプロセスのことですね。人権リスクに対し積極的に対応して改善を実現することを目的として、繰り返し継続していくプロセスというのがポイントです。

III 日本政府の姿勢——積極的保護義務の履行状況

東：ありがとうございます。では、前提知識も確認できたところで本論に入っていきたいと思います。まずは日本国内でのこれまでの対応について伺いたいです。性加害のほかに、日本のビジネスでは、これまでどのような人権侵害が問題になってきたのでしょうか。

1) 取材日は同月14日であった。

伊藤：日本の中では、「ビジネスと人権」に関してはあまり問題にされてこなかったように思います。唯一問題にされてきたと思っているのは、やはり外国人技能実習生の問題ではないのかなと思います。技能実習生というのは、それこそ大企業が雇っているというようなものではなく、実際は中小・零細な工場や農家において採用されていて、そこではたとえば最低賃金が支払われないとか、ハラスメントが横行する、パスポートを取り上げられる、労災が起きても何もしてくれない、といった「現代奴隷」とすら評されるような労働慣行が問題になってきました。こうした状況の中、委託先である中小・零細企業にとどまらず、委託元である大企業はどういう責任を負うべきなのかということが意識されるようになって、サプライチェーン全体で技能実習生リスクに対処する機運が少し高まってきたというようなことは言えるのではないかと思います。それを除くとあまりないですね。

最近になって急に、ジャニーズ問題を世の中が「ビジネスと人権」の問題として考えるようになったのですが、なぜ、これまでそういう理解をしてこなかったのかというと、これまでは「ビジネスと人権」の問題をトランスナショナルな問題——たとえば海外における奴隷労働の問題とか児童労働の問題、ウイグル自治区の問題のようなものというように認識をしてきたからではないかと思います。こうした思い込みがあったために、日本国内における取引先での性加害を含むハラスメントの問題は「ビジネスと人権」の問題ではないと、企業やメディア関係者の頭の中で整理されてきたと思われま。これは指導原則に対する理解を全く間違えているのですが、こうしたマインドセットになっていたので、ジャニーズ問題も「ビジネスと人権」の問題なのだ、と指摘したときに、「いや、違う」と答える人が最初はいくらいいです。

東：これまで認識されていなかっただけで、潜在的にはたくさん人権侵害はあった、ということですね。

伊藤：はい。人権侵害は、どこにでもありますよね。職場でもどこでも、日本では横行しているじゃないですか。企業の事業活動によって生じる人権侵害にはいろいろなものがあると思うのですよね。職場における問題もそうですし、たとえばSNS上の誹謗中傷といったものも、SNS事業の一環で生じるものではないですか。これにどう対処するのかということも「ビジネスと人権」の課題なのです。人権の問題は、そういうふうに私たちの身の回りにあるものなので

す。自分たちの身の回りにある問題を1つ1つ洗い出していくと、全て「ビジネスと人権」の問題に繋がるのではないかなと思います。

東：EUでは、人権DDを積極的に導入すべきであると唱えたのが企業だったということは興味深い事実だと思っています。もしかしたら、EUは基本的価値として人権尊重が徹底されていなければ加盟できない仕組みとなっているため、加盟国の社会に人権侵害に敏感な下地が出来上がっていたからかもしれません。日本の社会がこれまで人権侵害に敏感でなかったのは、そういった下地が不十分だったからなのではないでしょうか。

伊藤：日本では、人権侵害というと、何だかスケールの大きなこととして捉えられがちです。人権侵害とはよっぽどのこと、自分とは関係のないこと、というふうに捉えられてしまっています。しかし、およそ人が生きていくうえで充足されなければならない権利の問題というのは全部人権の問題ですよ。そういった形で人権とは個人にとってすごく大事な問題なのだけど、そういったことを最初に教育されていないという問題があると思うのですよね。だから、人々の認識の下地からして人権というのは縁遠いもの、自分とは関係ない問題だというふうに思ってしまう節がある。どこか遠くからやってくる、誰かしらクレマーみたいな人の主張にしか感じられないように思います。

東：それこそ自由権規約委員会といった国際人権条約機関からの勧告等による指摘もたくさん受けてきたとは思いますが、やはり遠くからのクレームのようなものに思ってしまうせいで、響いてこなかったということでしょうか。

伊藤：自由権規約委員会からの勧告が報道等で話題になる場合、たとえば死刑の問題とか外国人の収容といった問題に焦点が当たりがちですよ。圧倒的多数の日本の市民は、自分の身に起こっていることではないと考えていたのではないかな、という感じもしますね。

しかし、自分たちにも関わりのある人権問題はいっぱいあるわけですよ。男女賃金格差の問題もあるでしょうし、過労死の問題だってあるでしょうし。もっといろいろなところでの人権問題があるのですが、日本ではすごく狭く人権問題が切り取られて、何て言うのかな、ドラマチックな問題だけが人権問題として捉えられてきたのではないのでしょうか。冤罪や拷問など、教科書で習うような人権問題ばかりが強調されている部分は大きいと思います。

東：一般人の人権意識が高くないというのはいろいろと伺った通りなのですが、だからこそ国が国際法上の積極的保護義務というものを履行しなければならないと思うのですよね。それが日本ではなかなか履行されてこなかった。しかし、このことは憲法 98 条 2 項に反する事態とも言えないでしょうか。というのも、同項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」としているところ、日本も自由権規約を締結している以上はこれに従って積極的保護義務を履行する必要がある気がします。これについてはどうお考えですか。

伊藤：そうですね。そういう問題意識を持たれているのは非常によいことだだと思います。実は日本では、自由権規約委員会では確立した概念である積極的保護義務について、政府も司法も十分に理解していると言い難いのが現状です。この議論は、自由権規約委員会の解釈をどう考えるかという論点とも結びつくと思います。自由権規約委員会の解釈というのは有権的な (authoritative) 解釈であると理解されており、非常に尊重されるべきものです。日本政府はしばしば、人権条約機関から出された勧告には法的拘束力がないと主張していますが、勧告を受けた以上、誠意をもって向き合い、人権条約機関との対話を続けながら条約の履行に取り組んでいくということは締約国の重要な責務です。

そういう意味では日本政府の人権条約への向き合い方をみていると、憲法 98 条 2 項をきちんと尊重していない態度だなどとも思います。

東：ちなみに、経済産業省は、2022 年 9 月、人権 DD のためのガイドラインを策定しました。先生は、こうした対応を、十分な積極的保護義務の履行として捉えられますか。

伊藤：ガイドラインは、教育的・啓発的なものですよね。しかし、啓発で十分かと言われれば、十分ではないことは EU の経験からも明らかです。EU においては、指導原則ができた時から、指導原則実施のための様々なガイドラインがつくられてきました。ところが、ガイドラインがあるにもかかわらず、EU では人権 DD をしっかりと実施できていませんでした。それはなぜかという、けっしてガイドラインの内容が不十分だったからというわけではなく、やはり人権 DD が義務化されていなかったからということが理由だったと思います。

EU の経験からも、義務化がされない自発的アプローチでは限界があるという

ことが明らかになったわけですから、そこは義務化をしていくべきだと思います。だからこそ、EUでは人権 DD の義務化の潮流ができていますが、日本はまだ非財務情報開示の義務化すらされていないという段階にあります。これは非常に遅れた状況です。EUでは、教育・啓発といった取り組みは既に2011年の指導原則採択直後から行われていたのに対して、日本は10年くらい遅れているということを私は感じています。

IV 国際人権条約機関の立場——立法の要請

東：ありがとうございます。それでは、これまでは国内の話だったのですが、先ほどもありましたように、人権 DD というのはトランスナショナルな側面を有しているということですので、国外における人権 DD のあるべき姿を検討していきたいと思います。

まず、議論の前提として、自由権規約委員会が、その一般的意見31において、規約2条1項の「かつ」の文言を「及び」と再解釈したことは有名です。この結果、人権を侵害されている個人が締約国の領域外にあっても、同国の実効的支配 (effective control) のもとにあれば保護の対象になるということになりました。しかし、この「実効的支配」という概念は一義的でないように思えます。その判断基準はどのようなものになるのでしょうか。具体的にどのような場合に規制の必要が出てくるのかを伺いたいです。

伊藤：そうですね。実は、自由権規約委員会は、条約機関の中では「ビジネスと人権」に関連する域外的保護義務の解釈が遅れた部類に属すると思います。

自由権規約委員会によるこの関連での現在の到達点は、生命の権利に関する一般的意見36だと思うのですが、自国の領域もしくは自国の管轄下にある企業が行う活動が、自国の領域外にいる個人の生命に対する権利に直接的かつ合理的に予見可能な影響を与えるような事態に関して、立法その他の措置をとらなければならないという、まだかなり保守的かつ限定的な議論にとどまっています。一般的意見36では、自由権規約上のすべての権利についてではなく、生命に対する権利に関して域外的保護義務に関する解釈を示しています。委員会は一方で「生命に対する権利」概念を拡張的に解釈し、身体の安全や健康に対する権利も射程範囲に入れつつありますが、たとえば表現の自由といった権利については生命に対する権利の射程外ですから、まだまだ限定されていると思

ます。一方、ご指摘の一般的意見 31 の「実効的支配」の解釈を巡っては、個人通報の中でいろいろと争われているケースがあり、自由権規約委員会はニーズに合わせて少しずつ発展的解釈を進めています。域外的保護義務の射程範囲を拡張する判例の兆候も見ることができます（例として、Yassin v. Canada, communication number 2285/2013, U.N.Doc. CCPR/C/120/D/2285/2013）。

東：自由権規約委員会による域外的保護義務の範囲解釈はこれからも広がっていくということは理解しました。では、政府が企業に対し、実際にどのような形で規制を行うべきかという基準は定まっていますか。

伊藤：自由権規約委員会は、あまり明確な指針を示していません。しかし、社会権規約委員会の一般的意見 24 の方は、もう少し明確な指針を示しています。

東：具体的にはどのようなものになっているのでしょうか。

伊藤：企業の本社が自国にあるというような場合については、基本的に 3 つの義務があるとしています。1 つ目は、人権 DD に関する立法を行わなければならない義務。人権 DD については子会社及びビジネスパートナーの所在地にかかわらず、権利侵害を防止し、対処することを求めています。2 つ目は、人権 DD の実施を監督しなければならない義務。3 つ目は、海外で起きた事例であっても司法救済へのアクセスを確保しなければならない義務ということになります。締約国は、自国の領域ないし管轄下に所在する企業に対し、こうした措置をとることが求められます。

東：なるほど。この考え方というのは、その企業によって侵害されているのが社会権ではなく自由権である場合にも妥当するものなのでしょうか。社会権規約委員会の考え方と自由権規約委員会の考え方の相互互換性——つまり、自由権規約委員会がまだ解釈するに至っていない事項についても、社会権規約委員会の立場を参考にして解釈してよいのかということについて伺いたいです。

伊藤：一般的意見 24 は社会権規約についての解釈であって、社会権規約上の適用範囲の議論にとどまります。そうした意味で、必然的に条約の間で解釈に差が出てきてしまうと思います。ただし、やはり自由権規約も含めた全体的な流れとしては、域外的保護義務を拡張していく方向性にはなっています。ですの

で、1つ1つの条約機関の解釈を固定的・孤立的に捉えるべきではなく、それぞれ相互に影響し合いながら——人権条約の発展的解釈を促進し合い、条約の適用範囲を拡大していつている段階なのではないかなと私は思っています。それほど硬直的に考えなくてもよいのではないのでしょうか。

東：かの有名な言葉を用いるなら、いわゆる「a living instrument (生きた文書)」(Judge v. Canada, communication No 829/1998, U.N.Doc. CCPR/C/78/D/829/1998) として条約に接すべき、ということですね。条約法に関するウィーン条約 31 条 3 項(b) ないしは 32 条を根拠に、社会権規約委員会の一般的意見 24 も参照しつつ、自由権規約も柔軟に読んでいくべきであるということによろしいのでしょうか。

伊藤：そう考えてよいと思います。

東：そのような重要な役割を担う一般的意見 24 の中で、私が最も重要だと感じたのが「救済」の観点です。ところが、「救済」の観点を意識しながら諸外国の立法例を見たときに、どれも一般的意見 24 が要求しているような、それこそフォーラム・ノン・コンビニエンス (以下、FNC) の慎重な適用だとか、立証責任の転換だとか、そうした制度が盛り込まれていないことに気が付いたのですが、この点についてはどうお考えですか。

伊藤：そうですね。FNC に関しては、現在 EU ではこれを援用することは難しいということになっています。これは、管轄に関する EU 全体の規則であるブリュッセル規則²⁾ があるからです。たとえば加害者が EU 内に本社があるような会社であれば、不法行為地が自国の外にある場合でも、本社の所在地の裁判所

²⁾ ブリュッセル I 規則は改正されたため、現在は、ブリュッセル I a 規則 (2015 年 1 月 10 日より適用) と呼ばれている。伊藤先生は、両者を、「ブリュッセル規則」と総称される立場である。なお、本文中の *Owusu v. Jackson* 判決は「ブリュッセル規則」に先立つブリュッセル条約 (1968 年) 2 条を強行法規と解し、これに反した FNC の援用は不適法であると結論づけた。同判決が、判決時に施行されていたブリュッセル I 規則ではなくブリュッセル条約を用いたのは、当該訴訟が条約廃止の前から係属していたからであり、同解釈は、当然に「ブリュッセル規則」にも継承されることになる。ブリュッセル条約から「ブリュッセル規則」への発展に関しては、現行規則 4 条 1 項 (旧規則 2 条 1 項) だけでなく、現行規則 7 条 2 項 (旧規則 5 条 3 項) 及び現行規則 8 条 (旧規則 6 条) にも注目すべきである。後二者の規定によって、企業による不法行為に関する管轄権が明確になったためである。詳細は、伊藤和子『『ビジネスと人権』に関する国際法の課題と発展—国境を越える企業活動による人権侵害の防止と救済を中心に—』早稲田大学大学院法学研究科博士論文 (2023) 210~213 頁を参照されたい。

に訴訟が提起されればこれに応じなければなりません。FNC を援用することは不適法だとする欧州司法裁判所の判決（*Owusu v. Jackson*, Case-281/02 [2005] ECLI identifier: ECLI:EU:C:2005:120, para. 37）が出されています。したがって、FNC に関しては一定程度、EU では乗り越えられたといったところです。ただ、イギリスは EU から脱退したので、FNC の復活は心配なところではありますけれども。一方、アメリカではまだ FNC が強く残っており、これは非常に問題だと思っています。

一方で、立証責任の転換については、いろいろところで議論されてはいますが、やはり企業サイドの強い反発があり、企業側のロビー活動も非常に強力で導入が阻まれています。労働組合や人権団体など市民側は強い規制を求め、被害救済の実効性を高めるために立証責任の転換を望んでいるのですが。やはり、このせめぎ合いの中で立法ができているのだと思います。社会権規約委員会の一般的意見 24 を含めた国際人権基準に基づいて、そのまま各国の立法が実現すれば一番よいのですが、法律の制定過程では様々な力学が働いてしまうところですね。最終的には有権者がどう考えるかという点に収斂されてくるのかなというふうに思いますね。

東：有権者がどう見るか、というお話ですが、冒頭では日本社会が人権侵害に敏感でなかったことが指摘されました。日本の有権者が、人権侵害を身近に起きているものと認識できるようになるには、どのようなことが必要だと思われますか。

伊藤：そうですね。最近では、パワハラなどのハラスメント全般に対する意識も高まってきましたし、そういった意味では少し前に比べると人権侵害を何かドラマチックなものとしてだけではなくて、1人1人の身近に人権の問題があるということが少しずつ浸透してきたのではないかなと思います。たとえば性加害問題についても、MeToo 運動やフラワーデモなどの活動を通じて、みんながおかしいことはおかしいと声を上げるようになっていって、最終的には刑法の性犯罪規定の改正に繋がった。これは、一般の人たちが同意のない性行為をされることは性加害であり、許されない人権侵害と認識するようになった意識変化が背景にあるのですが、ジャニーズ事務所の性加害の問題が人権侵害だと認識され、議論されるようになったことも、その延長線上にあるのではないのでしょうか。

ですので、おかしいこと、理不尽なことに対して、声を上げている様々な人々を応援するような動きを、どんどん強めていけるような社会であってほしい

いと思いますし、メディアもそれを応援して欲しいなと思います。また、学校においても、やはり何かおかしいなと思う声を押さえつける教育が常態化していると思うのですが、そうではなくて、疑問の声や異なる見方こそ尊重して、疑問をきちんと解決していく、もしくは声を上げたことに対して感謝をして改善していくことが必要です。そういった文化を教育の中でも作っていくことが大事だと思います。少しずつ変わってきているとは思いますがね。

V 「人権デュー・ディリジェンス」の法制化を考える

東：希望が見えますね。では、域外的保護義務についてのお話もいろいろと伺えたところで、この記事のテーマでもあります、人権 DD の法制化について考えていきたいと思います。

まず、法制化に近い改革として、2023年1月に、DWG 報告を受けた「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されました。これは、人権保障を金融商品の市場価値に転化させ、投資に基づく淘汰に期待できる点で、かなり私としては有効ではないかと考えていたのですが、先ほどの一般的意見 24 の要請に照らせば、開示が法律上の義務になっていない点で不十分ということになります。そこで、開示を法律上の義務として位置づけるイギリスの開示義務型の法制が考えられますが、これについてはどうお考えですか。

伊藤：そうですね。少し前までであれば評価されたかもしれませんが、今となってはもう、開示・報告義務だけでは十分ではないというような認識になってきています。開示義務も悪いアイデアではないのですが、結局は実態からかけ離れることが多いのですよね。企業は「私たちはこういう素晴らしい取り組みをしています」という美しい一面しか見せようとしたがりません。しかし、実際の負の影響や、末端で苦しんでいる人たちの声にしっかりと向き合って是正や救済を行っているかどうかといえ、必ずしもそうとは限らないし、なかなか対策が採られていないのが実際のところですよ。

また、実態と乖離した開示は、投資家の判断を誤らせる事態をもたらしかねず、非常に無責任な結果に終わりがちです。このことをグリーン・ウォッシュ、あるいはホワイト・ウォッシュと言います。ですので、開示だけでは十分でなくやはり、ライツホルダーとのエンゲージメントに力点を置いて、開示義務を

超えた人権 DD の実施義務を課すことが大事だと思います。結局、EU の指令も実施義務の方向で進んでいます。日本も、周回遅れの開示・報告義務の立法を実現するために、1、2 年費やして労力をかけるより、国際的潮流に合わせて実施義務を議論し、立法化を進める決断をすべきだと思います。

東：実施義務型の法制のあり方として参考になるのがドイツの立法だと思うのですが、ドイツでは立法過程で次のような批判があったようです³⁾。

- ア 中小企業には人権 DD を実施するだけの人的・経済的余裕がないため、実施を義務づけるべきではないとする批判
- イ 指導原則のようにバリューチェーンをも規制の対象にすると、DD の対象があまりにも広くなり、実施に困難が伴うとする批判
- ウ 人権 DD の内容が一義的でなく、それゆえに何が違反行為となるかわからず萎縮が起きてしまうとする批判
- エ 国ごとが独特のルールを制定することは、実施義務の内容や手続に国際的な不統一を招くことになり、これらに対応する企業に諸々のコスト負担が生じ、ひいては競争力に悪影響を及ぼすとする批判

日本の今後の立法過程にも同じような批判が出てくるような気がするので、これらに対する先生のご見解をお聞かせください。

伊藤：そうですね。これらはいずれも実際に問題になった議論ですね。ア、イ、ウについては、結果的にこれらの意見を踏まえた法律や制度設計となりました。まず、アの点についてですが、批判はありますが、人権 DD 実施義務は中小企業に課されていません。基本的には一定規模の大企業に人権 DD 実施義務が課されています。一方、政府は主に中小企業等を支援するために、無料で人権 DD 対応を相談できるヘルプデスクを設置して、専門家が企業の相談に当たっています。この仕組みは非常に重要だと思います。大企業だけに義務を限定するにしても、中小企業には影響が及びます。及んだ影響にどのように対応するかについて、国がしっかりとサポートを行うことが非常に重要です。

それから、イの点についても、このような懸念は経済界から多く出されたと思うのですが、バリューチェーン全体ではなくて、直接の取引先に対する DD 義務を第一義的には課すというような法律の建て付けにすることで解消されて

³⁾ 西村あさひ法律事務所「ビジネスと人権」プラクティスグループ編『「ビジネスと人権」の実務』商事法務（2023）17～20 頁参照。

います。ただし、直接の取引先を超えたバリューチェーン上の人権課題について指摘を受けた場合は、直接の取引先を超えた DD 義務が発生するという規定となっています。しかし、このような DD 義務の限定は結構批判を浴びているところで、今度の EU 指令では、バリューチェーン全体についての DD 義務を求める方向に戻ってきています。この点は、EU 指令に関して最も激しく議論された点です。EU 指令は、一定程度の売上高がある企業に適用されます（金融機関は当面除外される見込み）が、原則としてバリューチェーン全体を DD 義務の範囲に含める形で規制する方向性が合意されたようです。

東：なるほど。

伊藤：バリューチェーンも含む DD は企業にとって過大な負担だ、という意見もありますが、私はそうは思いません。企業はそもそも、自社のトレーサビリティを重視する必要があるはずで、たとえば生産の過程でどのような材料を使っているのかなどを全部確認して事業を行わないと責任を持った事業とは言えないですね。実際、多くの企業はそうした把握をしているのです。なぜ、そこに人権の視点を付加することができないのか、というのは指摘されるべきだと思います。有毒な製品を販売できないのは信頼に関わるからです。これと同じように、人権についても、同じプロセスでリスクの特定や是正ができるはずなので、やるべきだと思います。

話は戻ってウの点についてですが、ドイツでは、人権 DD 義務はかなり明確に記載されています。義務違反が課されるのは報告義務違反と実施義務違反ですが、実施義務違反に関しては、違反を認定する前提として、監督官庁が職権又は人権侵害の通報に基づいて調査をし、条文中で明記された義務に違反した場合は、調査結果に基づく是正を求めるという形になります。こうした行政指導にも関わらず、企業が、法が規定する義務に違反したと認められた場合には、過料の制裁や、公共調達から排除するなどといったペナルティを科すこととなります。監督機関が入って調査をすることがワンクッションとなり、具体的な是正についても指導を受けるので、何が違反となるかわからないということはないと思います。したがって、ドイツはこの批判も乗り越えたと考えます。

これに対し、エの点については、その通りだと思います。今、EU ではドイツだけではなく、いろいろな国でいろいろな人権 DD 法ができていますが、あまりにもそれぞれのルールが違っているとやりにくいというえに企業側も混乱してしまうし、それから公正な競争も実現できないということがあります。

そこでEU指令をつくろうとしている動きがあるわけです。少し歩みは遅いのですが、国際条約化の動きもあります。最終的には条約化というかたちで国家間の合意形成が実現し、この分野の新たな国際法を形成していくべきだと私は思います。

東：ゆくゆくは条約によって統一的な規範が形成されていくということですね。

伊藤：はい。そう期待したいですね。

東：では、ドイツの立法よりもさらに進んで、たとえばアメリカの関税法 307 条のように、貿易相手国に直接制裁を加えるような通商規制型の法制に関してはどうでしょう。何だか前二者とは性質の異なる手法で、自由権規約 2 条 1 項を根拠にしていないような気がするのですが、国際法上の根拠はどこにあるのか、という点に疑問があります。

伊藤：確かにアメリカのこのやり方については議論がありそうですが、これは貿易相手国に直接制裁を加えるというよりも、ただアメリカとして輸入しないという規制方法ですよ。

東：はい。

伊藤：輸入しない、というやり方であればよいのではないのでしょうか。輸入したくないものは輸入しないというのは国内における規制ですよ。域外規制ではなく。

東：そうですね、そう言われてみると問題はないような気もしてくるのですが、やはりこれまでは自国にある会社を対象として他国にある会社に間接的に影響を及ぼす規制であったのに対して、通商規制型の場合、自国に存在しない会社に対しても直接的な影響が及んでいる気がして、その意味では、モヤモヤは残ります。

伊藤：しかし、自国に何を産品として受け入れるか受け入れないかというのは、基本的に自国の主権的判断ですよ。だから、全然あり得る手法だと思います。日本にも、関税法上、児童ポルノや違法薬物を受け入れてはならないという規

定はあるわけですよ。こうした規制を人権侵害によって製造された製品にも拡張したのがアメリカの法律だと理解しているので、この手法も許されるのではないかと思います。

東：つまり、これまでの2つの手法とは違って、主権国家の主権判断に根拠があるのですね。これによって貿易相手国に直接影響が及ぶことも反射的效果としてやむを得ず、したがって、通商規制型も許されてよいと。

伊藤：はい。ただ、もう一つ知っておいてほしいこととして、国際経済法の議論になりますが、WTO レジームの GATT20 条があるのですよね。GATT20 条との関係が法律上問題となる部分だと思います。

東：GATT20 条との問題点が仮にクリアされたとして、日本もアメリカのような通商規制型の法制を採用することは可能でしょうか。

伊藤：採用してよいと思っています。EU でもこの議論が進んでいますが、やはり GATT20 条との関係の調整が議論されていると思います。私は、国際経済法の GATT20 条の解釈は厳格すぎると感じています。国際経済法と国際人権法・国際環境法との関係を勉強すると面白いと思うのですが、人権保護や環境保護を目的とする国内法規制をしようとするとう国際経済法が待ったをかける、という場面がしばしばあります。フラグメンテーションの問題ですよ。国際人権法は国際環境法や国際人道法とはかなりシナジーが大きいですが、国際経済法とは非常にコンフリクトがある関係にあるので、そこをどういうふうに解釈していくかというのは今後の一分野ではないかと思います。

東：面白いですね。国際経済法についても勉強してみたいと思います。とすると、立法モデルとして、先生は、実施義務型と通商規制型の両方を導入すべきだとお考えなのですね。

伊藤：はい。私としてはまずは実施義務型で、通商規制型も併せて両方の規制手段が重要と考えています。通商規制型の場合はどうしても強制労働産品などに限定されるので、世の中で発生している人権侵害のうち一部にしか対処できないところが難点です。こうした部分的な規制にとどまっていると、全ての人権をめぐる問題——たとえばハラスメントの問題だとか性加害の問題だとかに

対処できないのです。通商規制ではそういった問題すべてが解決できるわけではないので、やはり人権 DD を通して人権状況を改善・是正していくことが重要です。

また、人権 DD の方が建設的です。通商規制だと、規制対象となれば輸入禁止が発動され、打撃を受けるセクターが出て来てしまいます。しかし、その産業の背後にはたくさんの労働者がいるわけですね。こうした労働者は仕事を失う可能性があります。仕事を失う、収入を奪われ路頭に迷う、ということはそれ自体がすごく大きな人権侵害ですね。1つ人権侵害が発見されれば通商を全面的に規制するといった一罰百戒の手法は最適解ではないと私は思っているので、全体の問題を解決するためにはやはり DD が必要となってくると思うのです。ビジネスを通して相手方に働き掛け、人権 DD をする中で、人権侵害を是正し、改善していくアプローチが必要です。

とはいえ、強制労働といわれる本当に深刻な人権侵害による製品に関しては、通商規制を発動しなければならない場面はあるとは思いますが、ただ、一度通商を規制したままずっと規制を続けるというのはよくありません。たとえば、漁業等について、もし企業や産業界が抜本的な改善をしたのであれば、また輸入を再開するようなことも考えるべきでしょう。

東：あくまでも実施義務型を第一に、しかし、通商規制型も補充的には採用するということですね。それぞれの特性に合った場面で違った法制を採用すべきだというのは極めて視野の広い立場だと考えます。また、通商規制が妥当する場面であっても、貿易相手が対応を変えたときには通商を再開するという手法は、アメとムチを上手に使い分けた有効な導き方であるようにも感じます。

さて、これまでいろいろな立法のあり方を確認してきましたが、仮に日本でも立法がなされる場合、実務上これを実行するにあたって、契約が重要な鍵を握って来るはずですね。よく、表明保証特約が利用されることは耳にしますが、これは人権リスクへの対処としては十分でしょうか。

伊藤：あまり十分とは言えませんね。表明保証と言われる趣旨は、契約に「私たちはこれこれの人権侵害を一切しません」と約束させ、「もし違反があれば契約を解除されても仕方ありません」と宣誓させて人権の尊重を保証させることですね。それでよいのかという指摘は結構あります。

結局人権リスクへの対応を下請けに押し付けているだけでしょう。また、先ほどの説明と同様に、たとえば児童労働が1件見つかった場合に取引関係を切

って終わってしまえば、最終的に大量の失業者が出てきてしまいますよね。そうした一種の下請けいじめのようなカット・アンド・ラン (cut and run) の姿勢をとるよりも、人権リスクを取引先と一緒に解決するために話し合うなどといったことが必要だと思います。たとえば劣悪な労働環境が生じてしまうのはなぜなのかということ考えたときに、もしかしたら買取価格があまりに低いせいで、サプライヤーがコスト的に労働条件を改善できないといった理由があるかもしれませんよね。そうであれば、バイヤーとして対応できることがあるはずではないでしょうか。

バイヤーとしては、もう少し発注価格を見直すとか、納期を見直すとか、そういったサプライヤーとの対話を進めることが大事ですね。これに対して、表明保証を使って誓約させるだけだと、人権侵害が 1 件でも見つかってしまえば取引関係を切ってしまうゼロトレランス政策になってしまう。そうすると、サプライヤー側は怖がって何も報告できなくなってしまいます。その結果、何が起るかということ、偽装ですよ。監査が来たときだけ良い顔をして実態と異なることを告げて騙すといった形で本当のことを言わなくなるのです。むしろ互いに問題点を共有して建設的な形で一緒に解決していくのが望ましいのです。

東：つまり、病気を治すにあたってはきちんと病気の原因を特定して、ともにそこを集中的に治療していかなければならないと。病気だとわかったときに、「それは患者さん自身が養生して頑張ってお治してください」といって突き返してはならないし、それだけだと病状が悪化してしまうということですよ。

伊藤：そうですね。病気だって言いづらくなりますよね。病気だって伝えた瞬間に見捨てられてしまうのであれば、病気だと言わずに無理して働きますよね。

東：ということであれば、表明保証条項にとどまらず、契約の中に何らかの具体的な行為規範——たとえば「特定の義務を一緒に履行しましょう」といった規範を盛り込むようなことが求められるわけですね。

伊藤：そうですね。コード・オブ・コンダクトは大事だと思います。

東：ちなみに、企業取引というものはチェーン状になっていることから、たくさんの方の関与者がいると思うのですよね。そうしたコード・オブ・コンダクトを

直接的な相手方との間で盛り込むことは当然のこととして、こうした規範をどうやって契約当事者でない間接的な相手方にも遵守させるかが問題になりそうです。そのための手法としてどのようなことが考えられますか。

伊藤：先ほどの話で出てきたような末端での「病気」の原因を把握して、これについて各関係者が、ステークホルダーとエンゲージメントをしていくことが一番重要だと思います。全体のバリューチェーンの中で最も立場が弱い人たちであるライツホルダーを保護するために、その人たちに会い、実情を聞いて、その人たちを苦しめている問題を改善していく。また、グリーンバンスメカニズム（バリューチェーンに関わるライツホルダーが参加できる被害救済システム）をつくって適切に運用することも必要です。こうしたエンゲージメントや被害救済の方が契約書の定め方よりも重要だと昨今では認識されています。これが人権 DD の基本となってくるのだと思います。

東：すると、ステークホルダーエンゲージメントやグリーンバンスメカニズムの設置などといった措置を法律で義務づけるべきなのではないでしょうか。

伊藤：EU でもステークホルダーエンゲージメントやグリーンバンスメカニズムの設置を義務とするような議論が出ています。それから、人権 DD を怠った場合、取締役責任があるとの規定を置く方が望ましいと思いますけど、なかなか抵抗が強いところではありますよね。

東：一応、現行法のもとでは、内部統制システム（会社法 326 条 4 項 6 号、同法施行規則 100 条 1 項 4 号）に人権 DD フレンドリーな内容を読み込んだうえで、その整備や運用に瑕疵があった場合には取締役の任務懈怠を認定し、その損害賠償責任（会社法 429 条 1 項）を追及するなどといった流れになりそうですが、先生の理想としては、新たな責任として条文を設けた方が企業へのメッセージ的にも望ましいということでしょうか。

伊藤：そうですね。実際に法律に明記して、アカウントビリティとして重要なことだと示すことが大切です。そうしないとトップがコミットメントしないですからね。

東：最後に、先ほどの一般的意見 24 にもあった「救済」の観点について確認し

たいです。これによれば、立法には救済のための特別規定をも盛り込むべきということになります。人権 DD にはトランスナショナルな側面がありますので、海外の被害者が加害企業の取締役の責任を追及したいと考えることもあり得るかと思えます。本社の取締役の責任を追及できることが問題の抜本的な解決につながるので、日本の裁判所に国際裁判管轄を認める規定を設ける必要がある——そして、日本に管轄が認められれば、取締役の責任を判断するにあたって日本の人権 DD 法の規定が絶対的強行法規として常に適用されることになり、たとえ当該準拠法が人権 DD の規定を有していなくても、人権フレンドリーな判決が導ける——気がするのですが、その場合、民事訴訟法 3 条の 9 の存在が条約の趣旨の実現に当たってのネックになるかと思えます。そのため、立法としては EU での FNC の動向を参考にして、特別の事情による却下を慎重に行うべきとする規定を設けるべきであるように感じられます。

伊藤：そうですね。

東：そのうえで、そうした海外の被害者は、金銭的、距離的または言語的な理由で日本にまで来て訴訟を行うことが難しい人がほとんどのはずなので、日本国内の第三者機関が代わりに訴えを提起する権利を観念するべきであるように感じられます。こうした権利を日本法上付与することは、既存の他の法律や法理との関係で何らかの不調和を生じさせるのでしょうか。

伊藤：そうですね。たとえば消費者契約に関する団体訴権というのが現行法として既に存在するので、不調和が生じるというふうには思わないですね。現にそうした制度と実務があるわけですので、十分に現行法と整合します。ドイツでも同じような制度が採用されているので、日本においてもそうした立法をしていくことは 1 つの選択肢だというふうに思います。

東：それでは、立証責任の転換についてはどうでしょうか。

伊藤：これは非常に難しい課題です。フランスでの立法過程では、NGO が立証責任の転換を強く主張したのですが、企業側のロビー活動が強くて上手く行かなかったという問題がありました。それから、EU 指令においても導入されない見込みです。基本的には社会権規約委員会の一般的意見 24 に従い、立証責任を転換すべきですが、非常に強い抵抗があって実現できていない状態です。

これからは、先ほど触れたように条約化の議論が進んでいくわけですが、その中で是非とも実現していかなければならないし、日本の法制でも実現していくべきだと思っています。ただ、それなりに長期的な視野を持って取り組まなければならない課題なのではないかとも思います。

本当に最近になってようやく、今までFNCで門前払いにされてきた企業の越境侵害に関する被害者の司法アクセスが認められるようになってきて、少しずつ企業の本国で訴訟が提起できるようになってきました。

ただ、たとえばフランスでは、訴訟を提起してみると、やはり立証責任の壁が非常に厚いということが実際のケースを通じてどんどん明らかになってきています。やはり立証責任の問題はもう一度フォーカスを浴びる時が来るのではないかと思いますので、事例をまだまだ積み重ねていかなければならないと思っています。こうした過程でこの問題がしっかりと争点化されていくことを願いますし、日本でもそうした方向の議論が進んでいくといいなと思います。とはいえ、日本はまだそのスタート地点にも立っていない状況ですが。

VI おわりに

東：ありがとうございます。お話を通じて人権 DD の法制化をだいぶイメージできるようになったと思います。最後に、今後の「ビジネスと人権」における展望をお聞かせいただけますか。

伊藤：そうですね。指導原則が2011年にできてから最初のうちは、かなり企業カルチャーが変わっていったというところがあって、企業の中で「ビジネスと人権」についてみんなが議論するようにはなりました。しかし、最も弱い立場にある人たちというのは置き去りにされたままだったというようなことがこの10年くらいで可視化されてきました。実際、「現代奴隷」と呼ばれる人たちは、2011年以降も増え続けているのですよね。ですので、「ビジネスと人権」の実践はトップダウンのものであってはならなくて、むしろ、その目的は何かということのを忘れずに、ビジネスの過程における最も脆弱な人たちを中心にして、その人たちへの人権侵害をなくすということを意識していかなければならないと思います。SDGsの目標でもありますが、「誰一人取り残さない」ことが必要です。脆弱な立場の人たちが守られ、救済を受けることができるような規範として発展させていくことが重要になってくるでしょう。

人権の概念は段々と広がっています。気候変動は今や人権問題です。ビジネスの過程で大量に排出される CO₂ による地球温暖化は、生命や生活に対する権利を侵害し、将来世代の生存そのものにリスクを与える、そのことも「ビジネスと人権」の重要問題として考えなければなりません。それから、AI の問題も人権と関連してきますよね。さらに、武力紛争は最大の人権侵害ですが、この関連では、軍事産業への資金提供の問題なども意識しなければなりません。

このように、「ビジネスと人権」という切り口から、世界全体を覆う喫緊の深刻な問題に対する解が見つかる可能性があるかもしれません。そうしたポテンシャルのある問題として広くとらえてほしいと思います。

「ビジネスと人権」のよいところは、バリューチェーン全体を通して、いろいろなアクターが介入できるという点です。若い世代の方々には是非、この議論を活用して、地球規模の課題の解決に取り組んでほしいなと思いますね。

東：なかなか奥が深いですね。では、いよいよ最後の質問となって参りました。この記事を読んでいるロースクール生の割合としては、企業法務に進もうと考えている人が多いのではないかと推測されます。私の肌感覚としては、何となく、企業法務志望の学生には人権から距離を置こうとしている人が多い気がするのですが、日ごろから人権の第一線で活躍されている先生の立場から、そうした人たちへ向けたメッセージはありますか。

伊藤：そうですね。何のために弁護士になるのかということを経えず自分に問いかけてほしいですね。「人を助けるために弁護士になる」ということが、私たちが弁護士になった頃は明確にありましたが、今はどうでしょうか。身近な人も含め、人を助けるために弁護士の仕事をするということを基本に置いてもらいたいと思います。そのうえで、コーポレート・ロイヤーになるのであれば、より大きな規模で社会の課題であるとか、人々が困っている問題について解決できるポテンシャルを持っていると考えて取り組んでいただけるとよいのではないかなと思います。

もちろん、企業法務だけではなく、人権を中心に活動する方も増えてほしいです。まずは司法試験も忙しくて大変だとは思いますが、自分の関心がある分野でよいので、ニュースを追ってみたいですね。それから、修習に行くといろいろな機会があります。たくさんの弁護士や事件の当事者の方にも会ってみたりして、実際に直に人権に関する課題に触れてほしいと思います。

その辺りが根っこにないと、どこかで弁護士人生を誤ってしまうかもしれません。やはり原点は「人を助ける」ということだと思うので、この点を意識して地に足のついた活動をしていっていただきたいですね。みなさんには、いろいろな大きな仕事をしていただきたいと思うので、根っこの部分を大切に——まだそれがなければ作っていただきたいなと思います。

東：本日は、貴重なお話をしていただき、本当にありがとうございました。